

令和5年12月市議会定例会

市民生活部

議案説明資料

(追加提出分)

目 次

【条例案件】

- 1 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 …… 1 頁

【条例案件】

1 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

[市 民 課]

(1) 趣 旨

戸籍法の改正により、令和6年3月1日から本籍地以外での戸籍謄本の交付（戸籍証明書の広域交付）や戸籍電子証明書の交付（電子的な戸籍記録事項の証明情報の交付）が可能となった。あわせて「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等の改正が行われたことから、この政令に準拠するよう富山市手数料条例の一部を改正するもの。

(2) 内 容（追加される事務）

手数料を徴収する事務名	金額
①本籍地以外での戸籍謄本等の交付事務	1通につき 450円
②戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務〈新規追加〉 （マイナポータルを通じて請求する場合及び同一事項の戸籍謄本と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	1件につき 400円
③本籍地以外での除籍謄本等の交付事務	1通につき 750円
④除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務〈新規追加〉 （マイナポータルを通じて請求する場合及び同一事項の除籍謄本と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	1件につき 700円
⑤電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務	1通につき 350円
⑥電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	1件につき 350円

(3) 施行期日

令和6年3月1日